

名古屋港管理組合公報

令和2年10月1日
(木曜日)
第30号

目次

- 名古屋港港湾料率表の公表 1
- 放置自動車の廃物認定 1

告示

名古屋港管理組合告示第24号

名古屋港港湾料率表を作成したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第12条第1項第13号の規定に基づき、下記の方法により公表する。

令和2年10月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

記

- 1 名古屋港情報センターでの縦覧に供することによる公表
- 2 名古屋港管理組合公式ウェブサイト (<https://www.port-of-nagoya.jp/>) への掲載による公表

名古屋港管理組合告示第25号

名古屋港管理組合放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成14年名古屋港管理組合条例第7号）第4条の規定に違反し、港湾施設等に放置されている自動車について廃物と認定するため、同条例第10条第3項の規定に基づき次のように告示する。

令和2年10月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

- 1 下記の自動車の所有者等は、令和2年10月15日までにこの自動車を撤去すること。
- 2 上記期限までに撤去されない場合は、廃物と認定し、管理者又は管理者の命じた者若しくは委任した者が、下記物件の所有者等の負担において処分等を行う。
- 3 問い合わせ先 港営部港営課庶務係

整理番号	所在地	車種等	登録番号等	塗色
01管001	弥富市富浜3丁目1-1	スズキ ワゴンR	尾張小牧 581 け 6078	シルバー
02管001	弥富市富浜3丁目1-1	ホンダ ステップワゴン	浜松 502 と 5574	白

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合